

第2次

京田辺市人権教育・啓発推進計画(改訂版)

【概要版】



2021年（令和3年）12月

京都府京田辺市
（京田辺市人権教育・啓発推進本部）

計画の基本理念と概要

● 計画策定の趣旨

京田辺市では、2006年（平成18年）に人権教育・啓発に係る基本指針として「京田辺市人権教育・啓発推進計画」を、同計画期間終了後の2016年（平成28年）には「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画」を策定し、学校、地域、家庭、職域など、あらゆる場面で、市民が幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、積極的に取り組んできました。

そして、第2次計画策定後に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消法」のいわゆる人権三法が相次いで施行される中、これらの人権問題の解決に向けた取組を進めることが必要となっています。また、LGBT等の性的少数者への偏見や差別、不当な取扱いによる生きづらさの解消等も重要な課題であるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、組織や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、様々な事象が社会問題化する中で、現計画の計画期間途中ではありますが見直しを行うこととし、「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画（改訂版）」を策定しました。

● 計画の期間

2016年度（平成28年度）から2025年度（令和7年度）まで

● 計画の目標

すべての人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を、京田辺市において構築することを目標とします

実現に向けた基本的な考え方

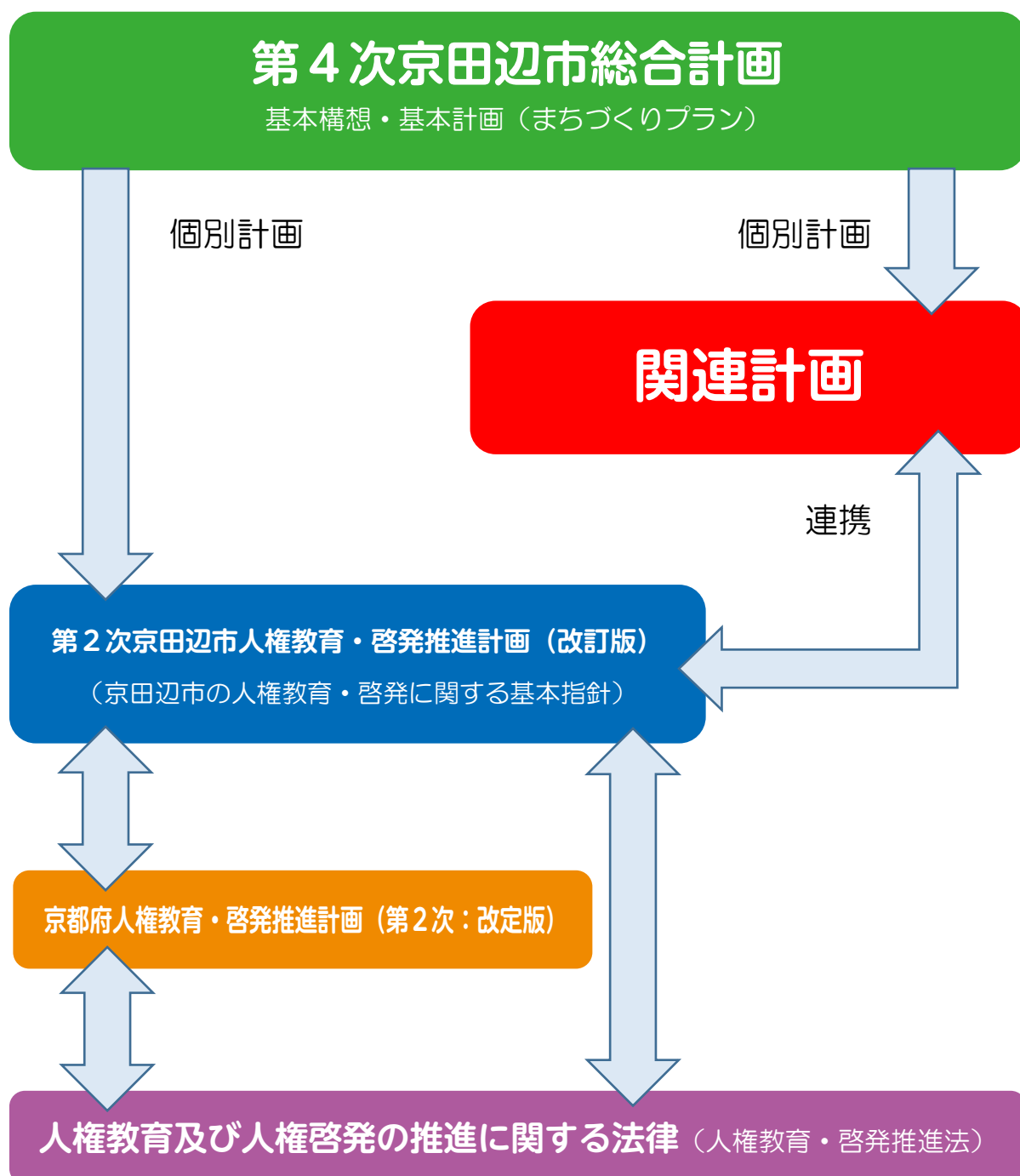
- ・一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
- ・一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること
- ・一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

※人権という普遍的文化が構築された社会とは

人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が社会全体や日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会を言います。

● 計画の性格

この計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、京田辺市が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すとともに、本市における最上位計画である「第4次京田辺市総合計画」をはじめ、京都府が策定する「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」の内容を踏まえた計画とします。



計画の基本的な視点

● 人権教育・啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた取組やその成果を踏まえ、次の点に留意して推進します。

一人ひとりを大切にし、 その可能性を伸ばす人権教育・啓発

- ・一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取組や、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

- ・一人ひとりの人権を守るためには、人と人とながら支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

生涯学習としての人権教育・啓発

- ・市民がそれぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

自分のこととして考える人権教育・啓発

- ・人権が市民一人ひとりの生活と深く関わり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身につけることができるよう取組を推進します。

人権問題の現状と課題・施策の方向

● 分野別施策の推進

人権問題の現状を見ると、今なお様々な人権問題が存在しています。人権教育・啓発の推進には、市民一人ひとりが様々な人権問題の実態・原因について正しく把握・理解し、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいくことが必要です。

同和問題 (部落差別)

●差別意識や偏見の解消のための教育、啓発や、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていくことが必要です。

○部落差別解消法の趣旨を踏まえ、現行制度による差別解消への取組を引き続き推進します。また、人権尊重の視点からの効果的な教育、啓発活動の推進、隣保館を活用した住民相互交流を通じたコミュニティづくりを推進します。

女性の人権問題

●様々な分野における女性の参画や能力を発揮できる社会の実現と、性別役割分担意識の解消、女性への暴力やハラスメントの根絶に向けた取組が必要です。

○男女共同参画推進に関する施策により、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジの支援策、女性への暴力根絶に向け関係機関との連携強化などを推進します。

子どもの 人権問題

●子ども一人ひとりの人権を最大限尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成育できる環境づくりへの取組が必要です。

○子どもの意思が尊重され、権利が保障された中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進。また子どもへの虐待や、様々な問題に対しては関係機関との連携強化、総合的な取組を行います。

高齢者の 人権問題

●認知症等の高齢者の権利擁護、虐待等の人権侵害への対応のほか、高齢者の社会とのつながりが薄れる状況への取組が必要です。

○『みんなで支え合い、豊かに年を重ね安心して暮らせるまち～「高齢者」が「幸齢者」になれるまち～』を目指すべき姿とし、権利擁護、介護者支援、社会参加、各種啓発など、高齢者対策の取組を推進します。

障がいのある人の 人権問題

●障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、全ての人が分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現と、そのための環境整備、障がいに対する正しい知識の普及と啓発の推進が必要です。

○相談支援体制の充実、京都府をはじめとした関係機関との連携による自立に向けた支援への取組、障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発を進めます。

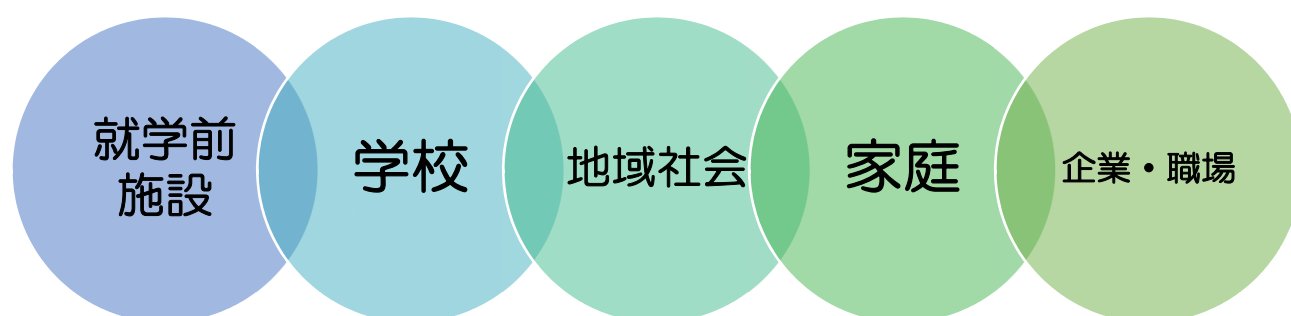
外国人等の 人権問題	●外国人籍市民等が、快適で安全・安心に暮らせる地域づくり、相互に人権を尊重し共生していく社会を築いていくこと、本邦外出身者を排斥し、誹謗中傷するような行為は許さないという人権意識を広めることが必要です。 ○一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」の取組や、関係機関・団体と連携した国際交流事業、外国籍市民等と共に暮らすまちづくりの推進など、効果的な施策に取り組みます。
エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・HIV感染症、ハンセン病・難病患者等の 人権問題	●エイズ、HIV感染症、ハンセン病、難病に対する偏見や差別の解消に向け、正しい知識の普及と、患者等の人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。 ○京都府と連携し、患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指し、各種啓発をはじめ総合的な取組を推進します。
犯罪被害者等の 人権問題	●事件・事故による直接的被害のほか、事件・事故に遭ったことによる心身の不調など二次的な被害にも苦しめられることから、その負担軽減と早期回復を図ることが必要です。 ○犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、関係機関が連携し途切れない支援活動の展開、犯罪被害者への理解や支援のための広報啓発の推進、司法・行政・医療・民間被害者支援団体等の連携した取組を推進します。
様々な人権問題	●ホームレス・LGBTをはじめとする性的少数者・刑を終えて出所した人・アイヌの人々・婚外子・北朝鮮当局における拉致問題等の様々な人権問題に対する取組が必要です。 ○様々な人権問題に応じた施策を総合的に推進するとともに、必要な教育・啓発も推進します。
社会情勢の変化等により顕在化している人権問題	●新型コロナウイルス感染症による人権問題・インターネット社会における人権尊重・個人情報の保護・安心して働ける職場環境の推進・自殺対策の推進、災害時の配慮など、社会情勢の変化により顕在化している人権問題に対する取組が必要です。 ○社会情勢の変化により様々な人権問題が顕在化することから、常にその状況に留意しながら、本計画を基本指針として取組を推進します。

人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。社会情勢の変化などに伴い様々な人権問題が顕在化することが予想されます。常にその状況に留意しながら、この計画を基本指針として取組を推進します。

人権教育・啓発の推進

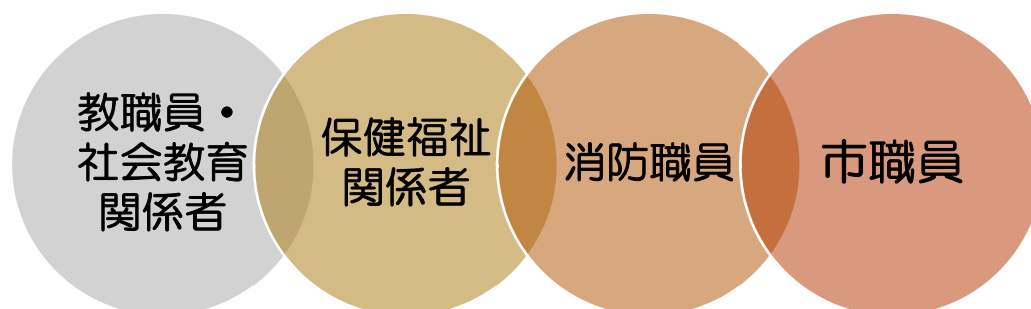
● あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

市民の皆さんが人権教育・啓発に主体的に取り組むことができるように多様な機会づくりと、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらし、地域の実情に即した取組を進めます。



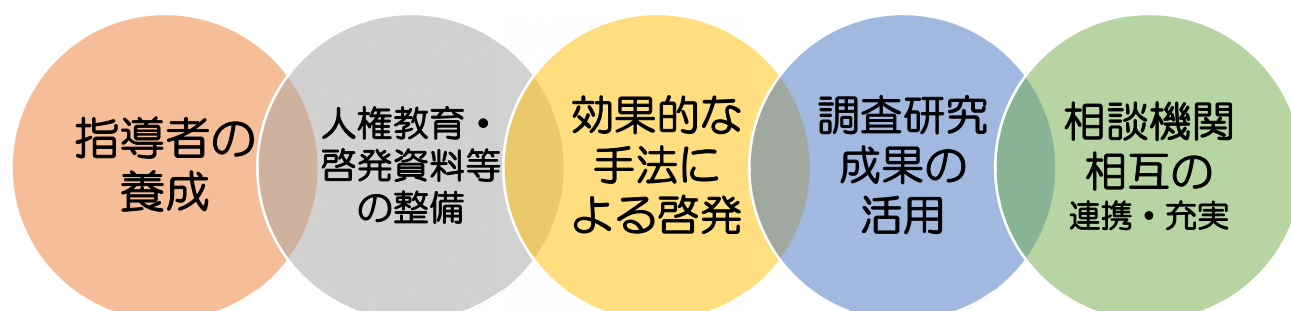
● 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

全ての人を対象に研修を推進することが必要ですが、とりわけ人権に関わりの深い職業に従事する人々には、人権に配慮して業務を遂行できるよう、研修等を推進します。



● その他、効果的な推進のために

人権教育・啓発の効果的な推進のために、次に掲げる内容について取り組みます。



計画の推進

● 計画の推進体制

京田辺市における全庁的な組織として、京田辺市人権教育・啓発推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。またこの計画の趣旨を踏まえ、常に人権尊重の視点に立った行政サービスの推進に努めます。

● 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携・協働

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、京都府、市町村の公共団体のみならず、公的団体、企業、NPO等の民間団体等との連携が不可欠です。行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。



● 計画に基づく施策の点検

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、その結果を以降の施策に適正に反映させることができるよう、京田辺市人権教育・啓発推進本部において、施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。

第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画（改訂版）【概要版】

2021年（令和3年）12月発行

京田辺市人権教育・啓発推進本部
（事務局 京田辺市市民部人権啓発推進課）
〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 番地
TEL:0774-64-1336 FAX:0774-64-1305
URL <https://www.city.kyotanabe.lg.jp>